

困ったなあ

佐々木知子の
法律相談

に答えます

娘の事故について
学校に補償を求めていましたが…

一人娘のことで相談させてく
ださい。

私は娘が小さい時に夫と離婚
し、親の家に住んで働きながら、
娘を育てました。幸い成績も良
く、3年前に県立高校に入学し
た後は柔道部に入つて練習に励
んでいました。

しかし2年生の夏、複数の学
校が合同して行う夏期合宿に
参加した時に大変な事故が起
りました。他校の柔道部員と練
習試合中、大外刈りをかけられ
て娘は後頭部を畳に強打。試合
を観戦していた指導教諭の所に
行つて話をしているうちに倒れ、
意識を失つて救急搬送されたの
です。連絡を受けて私も慌てて

病院に駆けつけましたが、急性
硬膜下血腫のこと、直ちに緊
急手術が行われました。

娘には四肢不全麻痺、高次脳
機能障害等の重い後遺障害が残
り、2年を経た今も、排泄、食
事や移動などを一人で行えず、
一生この状態のままだそうです。
なおこの事故の2カ月ほど前、
娘は練習中に負傷して「急性硬

膜下血腫及び脳挫傷で約2週間
の安静を要する」との診断を受
け、その診断書を柔道部に提出
しています。

私たちには学校側に補償を求め
ているのですが、学校側は自分
たちには過失がなかったとして
取り合ってくれません。どうし
たらよいでしょうか。



それは何ともお気の毒で、慰
めようもありません。お母様も
ご両親様もどんなにかお辛いこ
とでしょう。

学校の課外の部活動において、
学校側は生徒を指導監督し、事
故の発生を未然に防止すべき安
全配慮義務を負っています。と
りわけ柔道は、投げ技等の技を
かけられた者が負傷する事故が
生じやすく、ラグビーと並んで
危険性が最も高いのです。最近
12年の間に部活動中の事故で死
亡ないし重傷害を負つたのは柔
道が最多で50件と報告されています。安全対策としては受け身
の練習が重要だそうです。

つまり、学校側は生徒の健康
状態や体力や技量等の特性を十
分に把握し、それに応じた指導
をしなければなりません。娘さ
んの技量はどの程度だったのです
でしょうか。対して相手の技量は
どうだったでしょうか。

気になるのは2カ月前の事故
及び診断書です。硬膜下血腫が
生じて、おそらく脳は傷つきや
すい状態になつていたのだと思
われます。安静2週間とありま

すが、頭をぶつけられる可能性
の高い試合などはもつと長い間
やるべきでなかつたのではないか
ませんか。

その事故が起こり、また診断
書の提出を受けた以上、学校側
としては娘さんの対戦には相当
の気を使わなければならなかつ
たと思われます。

学校側に対しても、損害賠償請
求訴訟を起こすとなると、医者
にどの程度の証言をしてもらえ
るかが重要です。それが指導教
諭らの過失につながるからです。
被告は、国家賠償法に基づいて
娘さん自身の損害額として
は、治療費・入院費、付添看護
費用、器具・器具等の費用、将
來の介護費用に加えて、大きい

のは後遺障害による逸失利益で
す。労働能力喪失率が100%
と認められるので、もしこの事
故がなければ67歳まで働くと
仮定して、平均年収を300万
円弱、これから生活費分を差し
引いた額（ライピニツツ方式に
よる）50000万円余が認めら
れます。慰謝料は2600万円。

お母様の慰謝料は200万円程
度でしようが、ご両親について
は認められないと思います。

なお、柔道は今春から中学で
必修化になりました。フランス
は日本よりも柔道が盛んですが、
指導者はトレーニング方法や生
理学、救急救命士の資格を取つ
た後、国家試験に合格してよう
く指導者になれる扱いだそ

佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授